

紙面紹介

- 1面 最賃1500円運動が政府を動かす
  - 2面 大会のポイント/仕事フェスタ
  - 3面 賃金暮らしアンケート/いわき訴訟
  - 4面 東京今昔/相談の窓/パズル他
- E-mail lapaz@chihyo.jp  
URL http://www.chihyo.jp

TOKYO

# はたらく仲間

245

2023年9月15日  
(毎月15日発行)

発行 東京地方労働組合  
評議会(東京地評)

定価 1部40円(送料別)

〒170-0005 豊島区南大塚 2-33-10  
東京労働会館

TEL 03(5395)3171

FAX 03(5395)3240

# 私たちの最賃1500円が政府を動かす



若者にも響いた最賃1500円以上 (地評が方針にしたのは2017年春闘から)

令和5年度最賃改定は東京1113円、全国加重平均1004円で改定告示が行われ、今年度の特徴は、私たちが要求する全国一律1500円以上について、毎日や東京新聞が社説で取り上げ、NHKと日テレの番組でも好意的に報道しました。東京の労働三団体(東京地評、連合東京、全労協)は、1500円要求で一致し、審議会でも連合委員が時給1500円以上必要と発言するに至りました。8月末には岸田総理が「最低賃金を2030年代半ばまでに全国加重平均1500円を目指す」と表明。長年の運動が政府を動かす、めざすゴールの輪郭が見えてきました。

歴史的な物価高騰が暮らしを直撃する中、改定過程でもかたつない変化が生じました。佐賀県知事は7月、最低賃金額引上げを求める意見書を提出。この声に押され審議会は目安額を8円上回る47円、全国一の引上げ幅となりました。

また茨城県知事は答申額953円を受け、低額答申を批判する公開質問状を出し話題に。Aランク目安(41円)を上回った地域は23、その中にCランクが12(区分総数13)も含まれています。交通

## 生活実態から練りあげた方針 労働団体の潮流超えた要求に

網やネットサービスがグロバル化する中で、生計費の差がなくなっている。3に変更しましたが、

まず、今回、制度発足後初めてランク区分を4から3に変更しましたが、

度で低額に抑えられた地方の苛立ちの声と言えます。長年、未組織・非正規雇用労働者と向き合ってきた。彼らの賃金改善は、組合加入組合結成と最賃制度を動かすしかありません。そのためには暮らせる最低賃金をめざす必要があり、新たに「最賃1700円以上」を求めて運動を広げていきます。

魅力、個性豊かな産業を彩る担い手である小零細事業者を破壊するのがインボイス。世論をさらに広げて導入撤回をさせよう。」と訴えました。斎藤まり子都議をはじめ、共産とれいわの区議が多数かけつけました。その後、ちんどん屋を先頭に昭和歌謡の音色に足取り軽く、浅草寺治道



ちんどん屋の音色に外国人観光客も興味深々 (9月10日(日) 浅草寺雷門前)

2023 世直し

## インボイスNO! 下町雷大行進

フリーランスや小規模事業者をつぶすインボイス導入はやめろ」を掲げ、下町雷大行進集会が観光客で賑わう浅草、花川戸公園に800人で開催。実行委員会を代表して田中茂足立西民商副会長

「フリーランスや小規模事業者をつぶすインボイス導入はやめろ」を掲げ、下町雷大行進集会が観光客で賑わう浅草、花川戸公園に800人で開催。実行委員会を代表して田中茂足立西民商副会長

と、彼らの要求と年計費研究調査を検討し1500円を目標にしました。それから10年余、首相や財界も口にし出した1500円に隔世の感を禁じ得ません。さて、新宿区労連は物価高騰を受け、新たに「最賃1700円以上」を求めて運動を広げていきます。

## 労働組合が任意代理人も可能に

「コミュニティユニオン東京は7月10日に厚労省で会見し、労働基準法の申請の際、労働組合が当該労働者の任意代理人として申請できることが厚労省の事務連絡で確認できた」と発表しました。この問題は6月に国会議員室を通じて運用変更を求めている

たものです。

なわなければ申告はできないと言われた。」との回答でした。

書を発出し、「労働者が関係法令に違反する事実を申告しているにも関わらず、労基署内に設置された総合労働相談コーナーの相談員から監督官に取り次がられず、申告として受理されない。あるいは、申告受理後の処理経過が本人に、説明されないといった苦情が認められている。」と述べて、要請内容を事実上認めるものとなっています。

## 労基法の運用改善 外国人の権利救済に弾み



江東区労連事務局長 松井 優希

優希

労働者に寄り添わない労働行政 「労働基準監督署に賃金未払の申し出をしたが、会社に請求行為を行

う相談が発端です。ユニオンは、都内外4ヶ所の労基署に任意代理人として申告を申し出ました。しかし、いずれも申告は

要請後、厚労省は23年6月23日付・事務連絡文

労働相談員の不当な対応を認め、要請内容を事実上認めるものとなっています。

運用変更が労働者の権利向上に 事務連絡文書で任意代理人の取り扱いが明文化されたことは労働者の権利を守る上で重要です。例えば、労働者自身が申告に行くことが困難な場合や外国人労働者の申告が可能になります。また、労働組合が介入することにより、法律的問題点を適切に伝えることができ、労働者の権利擁護のために制度の活用が望まれます。